## 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

. .

現

行

付 則

1~4 〔略〕

(延滞金の割合の特例)

当分の間、第67条第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、同項の規定に かかわらず、各年の延滞金特例基準割合 (平均貸付割合(租税特別措置法(昭和3 2年法律第26号)第93条第2項に規定 する平均貸付割合をいう。)に年1パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には、その年中においては、年1 4.6パーセントの割合にあってはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パ ーセントの割合を加算した割合とし、年7 3 パーセントの割合にあっては当該延滞金 特例基準割合に年1パーセントの割合を加 算した割合(当該加算した割合が年7.3 パーセントの割合を超える場合には、年7 3パーセントの割合)とする。この場合に おける延滞金の額の計算において、その計 算の過程における金額に1円未満の端数が 生じたときは、これを切り捨てる。

付 則

1~4 〔略〕

〔同左〕

5 当分の間、第67条第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、同項の規定に かかわらず、各年の特例基準割合(当該年 の前年に租税特別措置法(昭和32年法律 第26号)第93条第2項の規定により告 示された割合に年1パーセントの割合を加 算した割合をいう。以下同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、 その年(以下「特例基準割合適用年」とい う。) 中においては、年14.6パーセン トの割合にあっては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセ ントの割合を加算した割合とし、年7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準 割合に年1パーセントの割合を加算した割 合(当該加算した割合が年7.3パーセン トの割合を超える場合には、年7.3パー セントの割合)とする。この場合における 延滞金の額の計算において、その計算の過 程における金額に1円未満の端数が生じた ときは、これを切り捨てる。

6 • 7 〔略〕

6・7 〔略〕

付 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお 従前の例による。